

自由権規約委員会（HRC）第92会期（3月17日-4月4日）タスク・フォースにむけた
国際人権NGOネットワークならびに28団体の署名による
日本に関する共同情報提供

署名団体（50音順）

狭山事件を考える青森県住民の会

在日外国人の年金差別をなくす会

NPO法人 中国帰国者の会

「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会

（社）部落解放・人権研究所

部落解放同盟中央本部

全国在日外国人教育研究協議会

特定非営利活動法人 動くゲイとレズビアン
の会

特定非営利活動法人 精神障害者フォーラム

国際人権NGOネットワーク

「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク

かながわみんとうれん

（特活）コリアNGOセンター

在日無年金問題関東ネットワーク

反差別ネットワーク人権研究会

在日コリアン青年連合

市民外交センター

国賠ネットワーク

社団法人 北海道ウタリ協会

在日本朝鮮人人権協会

在日韓国・朝鮮人高齢者の年金裁判を支える会
年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連
絡会

反差別国際運動

反差別国際運動日本委員会

先住民族の10年市民連絡会

在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会

中国帰国者サービス

アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平
和資料館」

ゆいまーる琉球の自治

連絡先：反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462 Email: imadrjc@imadr.org

国際人権NGOネットワークならびに署名する28団体の連名にて、この文書を提出する。国際人権NGOネットワークは、政府とNGOとの協力関係を促進するため1993年に立ち上げられたネットワークである。この文書では、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「規約」）への政府の取り組みに関する横断的・一般的問題に関して、委員会から政府への質問を提案し、その背景となる情報提供を行なう。

1. 規約の取扱、既存の国内法との整合性（第2条）

a) 独立した国内人権機関を設置する見通しはあるか。あれば具体的に提示すること。

背景：

1998年の審査で、委員会から強く勧告を受けているにもかかわらず、日本にはいまだに政府から独立した国内人権機関は存在しない。法務省の人権擁護局が人権関係の行政を担当しているのみであるものの、職員総数は全国で250名程（法務局・地方法務局含む）である。法務省の人権擁護行政を補完する「人権擁護委員制度」は、民間のボランティアによるもので、その職務は事後的な調停機能中心で、人権侵害の救済に十分に対処できていない。

人権擁護局の幹部職員は検察官で充当されている。国や行政による人権侵害も少なくないため、行政による人権侵害には限界がある。また、司法による人権救済には時間・費用がかかり、人権侵害された者の負担が大きい。よって、人権侵害された者を簡易・迅速・実効的に救済するため、国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）を踏まえ、独立した国内人権機関を設置すべきである。

「人権擁護法案」が2002年3月に閣議決定され国会に上程され、翌2003年10月に廃案となったが、同法案によって設置が提案されていた国内人権委員会は、独立性、実効性、多元性の観点から不十分なものであり、メディア規制条項も含まれており問題があった。日本政府は、政府・与党内において同法案の再提出が検討されていることを理由に、国内人権機関設置の努力が続いていると釈明することが予測されるが、同法案により設置が提案される国内人権委員会が、パリ原則に則り独立性、実効性、多元性を持ったものになるよう勧告がなされることが期待される。

b) 差別禁止法を制定する見通しはあるか。あれば具体的に提示すること。

背景：

日本は1995年に人種差別撤廃条約に加入し、私人や団体による人種差別を禁止・終了させる義務を負ったが、そのための国内法の整備は何ら行われなかった。そのため現在も、私人間における差別を禁止する包括的な法令はない。その結果、雇用、住宅入居や商店への入店、婚姻などの分野で、人種や民族、世系などを理由とする差別が生じやすい。裁判所が、私人による差別を不法行為と認め損害賠償を命じる例はあるが、あくまで事後救済であり、また、差別を

禁止する具体的な法令は依然存在しないために、起こりうる差別を防止する効果は薄い。裁判所による救済を求めても時間と費用がかかることから、泣き寝入りとなるケースも多い。この種の差別に対する簡易・迅速な救済システム（国内人権機関など）も存在しない。

c)1998年の第4回報告書審議ののち、委員会は日本が選択議定書に参加するよう勧告した。これに関する進展はあるか。

背景：

日本は、自由権規約をはじめ、締結している諸条約の個人通報制度をいずれも受け入れておらず、人権侵害の被害者を救済する国際的手段がいまだに閉ざされている。なお、第2選択議定書の批准にむけた動きもまったく進んでおらず、反対に死刑判決数や死刑執行数は増加している（2007年は3回、9人に対して死刑が執行された）。

d)拷問・ジェノサイドが、国内法で処罰対象の犯罪となっていないことについて、法改正の予定などはあるか。

背景：

人権保護に関する個別の枠組みの問題に関して、日本の国内法は、拷問・ジェノサイドおよび様々な差別を、関連の国際条約の規定に沿った形で個別に処罰対象の犯罪としていない。

e)民法上に残存する婚外子差別や、中国帰国者・アイヌ民族・沖縄人・在日コリアン・被差別部落出身者、移住者・外国人などのマイノリティ・グループに対する個別の救済の枠組みがないことについて、改善の見通しはあるか。

背景：

婚外子差別や、中国帰国者¹・アイヌ民族・沖縄人・在日コリアン・被差別部落出身者、移住者・外国人などのマイノリティに対する差別・人権侵害を対象として位置づけた人権救済の枠組みは存在しない。

f)規約の条文および委員会の一般的勧告・分析が、裁判プロセスにおいて適用された実例を挙げる
こと。

背景：

裁判所の判断に、日本が締結している条約が反映されない例や、条約の解釈について委員会が出している一般的意見・勧告、見解が考慮されない例はあり、また、特に裁判官・法執行機関に対する人権教育・規約および委員会の一般的見解の研修などが不十分で、法執行機関

¹ 詳細は中国帰国者サービスによる意見書を参照のこと

において国際人権規範が無視されている現状がある²。

2. 規約で確認されている人権の保障（第2条）

a) 人権伸長や人権侵害の防止について行なっている活動について、その効果を測るためどのような調査を行なっているか。また、どのような効果が得られているか。

背景：

日本政府は、人権伸長や人権侵害の防止について、ポスター等による広報・啓発活動を行っているとしているが、実効性のある人権保護・促進プログラムはなく、現存のものはその効果には極めて疑問が持たれる。

「人権教育のための国連10年」の国内行動計画を推進したが、公権力に従事する人々に対する人権教育が系統的になされていない。

b) いわゆる「慰安婦」制度の被害者の被害回復について取り組む予定があるか。あれば具体的に提示すること³。

背景：

1990年代以降、条約機関、人権委員会、ILOなど数々の国連人権機関が、また2007年には米国下院議会、オランダ議会、カナダ議会、EU議会など外国議会が、それぞれ未解決の課題として日本政府の責任を指摘しているが、日本政府は国際社会の勧告に真摯に対応する姿勢を見せていない。なお、日本政府が道義的責任を果たすとして設置した民間基金、「アジア女性基金」は2007年3月末日をもって終了している。

3. 差別の禁止（第3、23、26条）、マイノリティの権利（27条）

a) 1998年の第4回報告書審議ののち、委員会は、差別の禁止ならびにマイノリティの権利に関わる以下の問題について懸念を表明し、また改善を勧告した。これらに対する進展、または改善の見通しはあるか。

i) アイヌ民族への先住民族としての認識、土地権や資源権、文化権などに対する権利侵害と、これらの人びとへの差別に関して、進展はあるか。

² 最近の例として、2007年12月、在日外国人（主に植民地出身者の子孫であるコリアン）障害者が、年金制度から排除されていることについて、日本政府に国際人権規約違反（特に、自由権規約26条違反）として提訴した裁判で、最高裁が原告の訴えを棄却した。（在日無年金問題については、在日本朝鮮人人権協会からの提供情報を参照のこと）

³ 詳細は、アジア女性資料センターからの情報提供を参照のこと

背景⁴：

政府は、1987 年以來アイヌ民族が主張し続けている先住民族としての地位及びその権利を依然として一切認めていない。政府は、『先住民族』という言葉の国際的な定義がないため、検討中である」と繰り返し、先住民族の権利を認めるべきであるとする勧告を無視している。

ii) 外国籍の在日コリアン、および日本国籍を取得した Korean Japanese の人びとへの、規約 27 条にいうマイノリティとしての認識に関して進展はあるか。

背景⁵：

政府は自由権規約の第 1 回報告書（1980 年）で「本規約に規定する意味でのマイノリティはわが国には存在しない」と記した。第 3 回報告書（91 年）では、アイヌ民族だけを規約第 27 条のマイノリティと認め、これに対し委員会は最終見解で、在日韓国・朝鮮人を除外していることについて懸念を表明している。

第 4 回日本政府定期報告書審議時、HRC による (i) 「日本に住んでいる多数の朝鮮民族出身者」について、その「民族的、宗教的、言語的少数者としての取り扱い」について「いかなる法的規定が存在するか」；(ii) 第 4 回政府報告の中で、なぜ（第 26 条、27 条の下で）朝鮮民族出身者に関する記述がないのか；(iii) これらの人々が自らの文化を享受する権利を否定するいかなる障害があるのか、という質問に対し、日本政府代表は、「韓国・朝鮮籍の人々について、種族的、宗教的および言語的少数民族として取り扱った法令は存在していない」と答えるのみで、(ii) (iii) には答えなかった。またここで、HRC が「朝鮮民族出身者」と言ったのに対し、政府は「韓国・朝鮮籍の人々」として、50 万人近くいる日本国籍の韓・朝鮮人（そのほとんどが国籍取得にあたり日本人名に変えている）を除外した。

iii) 朝鮮学校を含む外国人学校に対する差別的処遇に関しては進展はあるか。

背景：

外国人学校卒業生の国立大学受験資格について、政府は、母国の学校で提供されている教育と法的に同等のものであると位置づけられた教育をおこなっているものと「公的に確認」できる外国人学校等に大学受験資格を拡大したが、朝鮮学校については朝鮮民主主義人民共和国と国交がないので「公的に確認」ができないとして学校単位での大学受験資格を認めなかった⁶。現在も、卒業生個人が、志望する各大学から個別に高校卒業と同等以上の学力があると認められなければ大学受験資格が認められない。その他の外国人学校も、朝鮮学校と同様に、日本の学校と比べて制度的に差別されており、正規の学校として認められていない。

⁴ 詳細は、部落解放・人権研究所の情報提供文書参照

⁵ 詳細は、移住労働者と連帯する全国ネットワーク他、および部落解放・人権研究所の情報提供文書参照

⁶ 同じく国交がない台湾系学校については、財団法人交流協会を通じて「公的に確認」を行うという柔軟な姿勢をとっており、差別的取り扱いである。

iv) 被差別部落に対して、日本報告書で 2002 年に特別措置法を終了したとしているが、その後の措置としてどのような施策を想定しているか。また、上記の措置を検討する根拠となる、特別措置法終了後の被差別部落の状況について、どのような調査を行なっているか。

背景⁷：

1969 年の同和対策事業特別措置法制定以降の同和行政によって、環境改善面を中心に部落の実態は改善されてきている。また、この間の教育・啓発活動によって、部落に対する差別的な見方も改善されてきている。しかしながら、2005 年度に鳥取県や大阪府等の自治体によって実施された県民や府民の意識の実態に関する調査などから明らかなように、部落に対する否定的な見方は依然として深刻なものがある。また、これまでの特別措置に基づく施策に対する「ねたみ差別」も強く、こうした問題を克服するための積極的な教育・啓発が求められている。また、「特別措置法」終了後の、被差別部落出身者の進学率や就職率などの現状を明らかにし、適切な施策を実施するため、政府は部落の実態を調査する必要があるが、そのような調査は行なわれていない。

v) 婚外子に対する差別について、1998 年の第 4 回報告書審議時より、政府が状況改善の必要性をすでに認めていることをうけ、これまでに日本政府がこの問題に対して遂行した対策の内容を説明し、関連の法改正・啓発活動を含め今後実行される措置の具体的見通しを述べること。

背景⁸：

婚外子の相続分が嫡出子の 2 分の 1 とされている問題については、自由権規約をはじめとする条約機関から再三の改善勧告を受けているにも関わらず、いまだに改善されていない。

また、出生届でも、依然として嫡出子かそうでないかという記載欄が残存しており、婚外子であることは戸籍で直ちに判明する事柄となっている。婚外子の相続分に関わる民法の改正は、1996 年に法務省の法制審議会答申で提案されているにも関わらず、いまだに国会に上程されていない。日本政府は第 5 回報告書において、婚外子の差別的続柄記載について「当事者の申出に基づいて更正できることとされた。」と述べている。しかし、同制度導入後も、一部の当事者の申し出⁹については、公務員の事務負担を理由に拒否されている。

日本政府は、前回審査の際、「パンフレットを作成して配布している」と答弁しているが、このようなパンフレットの実在は知られていない。法務省人権擁護局は「人権教育のための国連 10 年」の国内行動計画においてを含め、婚外子の人権啓発の対象として取り上げたことは全くない。

婚外子は母の氏を称するとされ、父の氏を称する時には、家庭裁判所の審判をうけなければならない。父に配偶者がいたり配偶者の子である嫡出子がいた時には、裁判所が配偶者や嫡出子の意向を聞くという慣行が行われている。氏の呼称は人格権であるので、これは婚外子の人権を

⁷ 詳細は、部落解放・人権研究所の情報提供文書参照

⁸ 詳細は、添付資料①参照

⁹ 既婚の婚外子の、出生時の戸籍など。それらの戸籍にある差別的続柄記載は全て見る事ができる。

他者の支配下に置く行為であり、法制度の改正が必要である。日本政府は、国連から差別的であるから法制度や慣行から除くように勧告されている「嫡出でない子」という語を使い続けている。これは日本政府が条約を遵守して、国内法を整備する意志がないことを示している。

b) 以下のような、規約に反する人権侵害につながる国内法制度に関して、改正の予定はあるか。

i) 被差別部落出身者や婚外子に対する差別が起因する一つの要素である戸籍制度の抜本改正について

背景¹⁰：

日本における市民登録である戸籍には、人権侵害につながる記載が無批判になされてきた経緯がある。戸籍は家族単位で記載され、また祖先の出身をたどることができるので、婚姻の状況や親族関係、また被差別部落出身であることや外国籍からの帰化などを知ることができる。企業や個人に委託された調査会社などが法曹資格者に依頼し、法曹資格者が不正に職務権限を行って戸籍を不正取得している実態がある。その結果として、被差別部落出身者や婚外子が結婚・就職において差別を受ける事例が多発している。この戸籍の不正取得については、実際に手を汚した法曹資格者が処分されることがあっても、依頼した企業や個人が処罰されることはない。戸籍を個人単位にするか、事件別の登録にするなど、戸籍制度の抜本的改革、ならびに戸籍の不法取得やそれに基づく差別への対策が不可欠である。とりわけ、不法取得を防止するために有効な方策として、戸籍謄本等を取られた本人に通知が行く制度を早急に導入する必要がある。

ii) 国籍法・外国人登録法・入国管理法による、日本で生まれ育った者を含む外国籍者などへの差別について

背景¹¹：

日本の国籍法下では、父親が日本国籍で母親が外国籍である婚外子は、胎内にいるときに認知を受けなければ、日本国籍を取得することができない。

外国人登録法は、外国人登録証明書を常時携帯していない永住外国人を含む外国人を罰則（刑事罰または行政罰）の対象とするという差別的なものである。

日本政府は、第4回報告書審査の最終見解における委員会の勧告に従わず、在日韓国・朝鮮人の二世、三世などの永住者が出国する際に再入国許可申請を課し、法務大臣の裁量で不許可にできる出入国管理及び難民認定法第26条を変わることなく存続させている。

2000年8月には、国務大臣（内閣総理大臣臨時代理）答弁書として、上記の問題に対するHRCの勧告を否定する見解を示している。また政府は2006年7月5日、いわゆる「朝鮮籍」

¹⁰ 詳細は、部落解放・人権研究所の提供情報、および添付資料②参照

¹¹ 詳細は、移住労働者と連帯する全国ネットワーク他、および部落解放・人権研究所の情報提供文書参照

を有する在日コリアンの人びとの再入国許可申請に制約を加える、入国管理局長通達「北朝鮮による飛翔体発射に関する官房長官発表に基づく措置について」（法務省管在第 2477 号）を発し、再び再入国許可制度を外国籍者に対する制裁に使っている。入国管理法はさらに、2006 年に改訂され、ほとんどの外国人から入国の際に生体情報（指紋と顔写真）を一方的に収集する制度が採用された（後述）。

- c) 2006 年 5 月に入国管理法を改訂し、2007 年 11 月から日本への入国時、大多数の外国人の生体情報（指紋・顔写真）を一方的に収集・管理する制度を導入した経緯について説明すること。また、今後改正の予定はあるか。

背景¹²：

2007 年 11 月に施行された改定入管法は、大多数の外国人の個人情報をも、「テロの未然防止」を理由に強制的・一方的に収集・管理するもので、外国人であることのみを理由として「テロ容疑者」として見なす人種差別的制度であるとして、専門的見地からも問題点が指摘されているところである。

- d) 沖縄人の人権状況、とりわけ米軍基地の集中によりもたらされるとくに女性や子どもを犠牲者とする人権侵害事例に関して、具体的にどのような対応策を講じる予定であるか。また、沖縄人の人種差別実態や歴史的、文化的アイデンティティおよび民族性の否定の現状に対し、どのような認識を持っており、それへの対処方針を持っているか。

背景¹³：

沖縄人は、1879 年に日本に強制統合されるまで、独自の歴史や文化を育んできたが、こうした権利は保障されず、先住民族性はおろか民族性すら認められていない。また、第 2 次世界大戦終戦後、沖縄はアメリカの支配下に置かれ、現在も、日米政府の合意の下で沖縄に集中する米軍基地は多くの住民に被害を及ぼしており、米軍人の地位を定めた日米地位協定には沖縄人の人権を保障するための条項が含まれておらず、女性や子どもの被害者に苦痛を強いている。また、2007 年の教科書検定で、第二次大戦における沖縄人の集団自決が旧日本軍の命令によるものであるという記載に関して文部科学省から修正を求める意見がつけられ、その結果当該記述が教科書から削除された事態もある。

4. 刑事被拘禁者の取扱い、公正な裁判（7,9,10,14 条）

- a) 警察内部で留置部門・捜査部門に分かれているとはいえ、いまだに代用監獄制度をとっていることに関して、改善の予定はあるか。また、書面による取調べ記録の作成・保存に加え、今後、電磁的な方法での記録を導入するなど、取調べの全面的な可視化にむけた措置を進める見通しは

¹² 添付資料③参照

¹³ 詳細は、部落解放・人権研究所提供情報を参照のこと。

あるか。

背景：

政府は、警察の中で留置部門と捜査部門を分けていることを強く主張しているが、代用監獄制度が依然として維持されていることには変化がない。

2008年1月、警視庁が「警察捜査における取調べ適正化指針」を発表し、警察での取調べの内容を監督・一部可視化するための措置を提示したが、取調べへの弁護人の立会いの保障やビデオでの監視、第三者機関による監視などには触れられておらず、取調べの全面的な可視化がはかられているとは言いがたい。

b) 新刑事訴訟法のもとで、警察・警察保有記録ならびに捜査の過程で収集した証拠への弁護側のアクセスは、どのように保障されているか。これらの証拠が開示されるプロセスについて、開示の可否を判断する主体ならびにその際の判断基準を含めて、具体的に説明すること。

背景¹⁴：

新刑訴法のもとでも、弁護側には警察・検察側の証拠リストが開示されないので、弁護側が証拠開示請求をしようとする際に、どのような証拠が収集されているのかわからないのが現状である。この点は、前回審査における委員会からの指摘にも関わらず改善されていない。また、証拠開示の可否を判断するのは検察官であり、原則開示義務とはなっていない。

c) 再審請求のために検察官手持ちの裁判未提出記録への弁護人のアクセスは保障されているか。誤判からの救済のための手続きはどのように整備されているか。

背景：

裁判後も証拠は隠し続けられる。2007年に重大な誤判のケースが明らかになった。2002年、富山県でおきた強姦・強姦未遂事件で、警察の取調べにおける自白を根拠として有罪判決を受けた男性が、2年9ヵ月も服役後に真犯人が判明し無実であることが判明した。男性のアリバイを示す電話記録などが裁判には出されなかった。

自白したとして有罪判決を受けたが、えん罪を主張して何十年も再審請求をしている元被告が日本には多くいるが、再審の要件は制限されている。日本の法律では、新証拠の発見が再審を開始する要件とされているが、再審を請求する側への証拠開示を保障する制度はなく、実際にも、何十年も経過しながら検察官手持ち証拠が開示されていないと訴える元被告が多く存在する。

d) 未決被拘禁者に対する人権侵害について、改善の予定はあるか。

¹⁴ 詳細は、部落解放同盟中央本部提供情報を参照のこと。

背景：

前述のとおり、政府は、警察の中で留置部門と捜査部門を分けていることを強く主張しているが、代用監獄制度が依然として維持されていることには変化がない。

「警察捜査における取調べ適正化指針」において、各種捜査取調べ技法のうち、拷問や虐待にあたると思われるものを明確に禁止し、犯罪化することは見送られている。また、長時間かつ深夜にわたる取調べが「やむをえない」場合において、事前の許可があればなお可能となること、禁じられた「監督対象行為」への違反が犯罪化されず、罰則も明らかでないなど、問題が多い。

現在も、検察による勾留請求はほとんどの場合認められており、安易な身柄拘束が行なわれている。また、起訴された者の99.9%以上が有罪判決を言い渡される状況下で、冤罪事件が後を絶たない。

e) 刑事被拘禁者、ならびに死刑確定者の処遇、とくに医療の問題について、改善の予定はあるか。

背景：

刑事被拘禁者の医療状況は、非常に劣悪な状況にある。刑事被拘禁者の医療にあたる医師の体制が不十分で対応しきれず、歯科の治療のために6ヶ月から1年待たなければならない状況や、準看護師の資格を取った刑務官が医療措置をとるような状況が生じている。刑事被拘禁者への医療には保健が適用されないこともあり、医療費となる矯正当局の予算が大幅に不足している。このような現状のなか、医療にあたる担当者の質も下落し、医師による受刑者への悪質な虐待事件などが発生している。

死刑確定者については、面会できる範囲を広げる通達が法務省から出されたが、実際には、面会許可が出るのは非常に限定的な範囲であり、またメディアの取材などは一切認められていない。

f) 違法に逮捕、拘禁された者への賠償について、改善の予定はあるか。

背景：

政府は、第3回政府報告第2部9条4.(a),(b)において、違法に逮捕、拘禁された者への賠償について報告している。しかし、無罪判決が確定した被告人に対して、刑事補償法は限定的であり、実際に被った損害や精神的な苦痛の補償とはいえない。また、逮捕、勾留されたが起訴されなかった被疑者に対して検察官が補償しないと判断した場合は、異議申し立てができない。それらの場合に賠償を求めるには国家賠償法による訴訟によるほかない。しかし、その訴訟により、警察官の責任が明らかにされ賠償を認めることは非常に希であり、検察官のそれが認められたことは未だかつてない。

5. 報告書作成プロセス (第40条)

a) 日本政府は、規約に定められた人権に関する義務の履行に関して、市民社会と具体的にどのよ

うな協議プロセスを持っているか。その結果を、どのように報告書に反映させているか。

背景：

ここ数年、国際人権システムの国内実施に関する政府と市民社会との間の協議プロセスは、決定的に失敗している。日本政府が人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、社会権規約などの政府報告書作成に関して設定した意見交換会の場では、その協議プロセスが、条約の理念に反するグループに対応しきれず、実りある市民参加を実現できていない。例えば、2007年8月には、人種差別撤廃条約の次回政府報告書作成に関する意見交換会において、差別撤廃を求める発言者に対し誹謗中傷・差別発言がなされたことがきっかけで会議が中断し、政府と当事者との貴重な意見交換の場を失う重大な問題を残した¹⁵。

このような現状に対し政府は、条約・国連人権システムの積極的実施をめざす国内対話を模索するどころか、UPRに関して市民社会との意見交換会を開催しないなど、国内対話自体を放棄する方向に向かっている。

また、外務省が行なう人権政策を含む政策評価には、NGOやマイノリティ当事者が参画する余地がないため¹⁶、人権の保護・促進に関する活動について、どこまで実態に即した評価になっているかには疑問が残る。

今回の政府報告作成に関しては、2001年と2003年に1度ずつ政府とNGOとの会合が開催され、またウェブサイトを通じた意見募集も行なわれたが、NGOの意見を一方的に聞くだけのヒアリングになっており、相互的な意見交換は全くなされていない。NGOの意見への政府からの回答も全くない状態である。

¹⁵ 詳細は添付資料④参照

¹⁶ 政策評価が発表されてから、それに対する意見募集が行なわれるが、次回の政策評価などにそれをどう活かすかは明らかにされない。